

第 2 0 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 2 年 1 月 3 0 日（木）

せたな町農業委員会

第20回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年1月30日(木) 午後3時00分から 3時44分

2. 開催場所 セタナ町健康センター

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	大	口	賢	一
委員	1番	阿	部	紹	子
	2番	横	道	重	人
	3番	森		正	勝
	4番	水	野	幸	雄
	5番	大	羽	孝	志
	6番	小	島	敏	人
	7番	玉	木	久	志
	9番	日	置	和	彦
	10番	本	井		治
	11番	多	田	里	佐
	12番	松	崎		豊
	13番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員(1人)

8番 酒 井 誠 一

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第6	議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
第7	議案第5号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第8	議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
第9	議案第7号 土地現況証明願について
第10	議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

	【開会宣言】
事務局長	ただいまより第 20 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	皆さん大変どうもご苦労様でございました。令和に入りまして最初の農業委員会の総会ということで、昨年 12 月の総会のときは、大変日が短く、夜も大変早かったわけでございますけども、昨年 12 月 22 日の冬至を過ぎまして 1 日 1 分ずつ日が長くなりまして、もう既に 40 分ほど日が長くなったということで、これからだんだん忙しくなってくるわけでございます。 また 1 月中は松の内というわけでございますけども、本日はこのあと新年会もございますので年頭の挨拶は控えさせていただきます。
会長	本日の案件は議案第 8 号までございます。 慎重審議の程よろしく願いいたしまして、簡単ではありますがご挨拶に代えさせていただきます。
事務局長	ありがとうございました。 本日、8 番酒井委員より欠席の申出がございました。只今の出席委員は 14 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
	【日程第 1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、12 番松崎委員、13 番弥左委員を指名いたします。 この指名は、第 20 回総会開会中といたします。
	【日程第 2 会期の決定について】
議長	「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。 (異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 2 年 1 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 32 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、地目は田んぼ、面積が[REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 33 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、地目は田んぼと畑、内、田んぼが 3 筆[REDACTED] m²、畑が 1 筆[REDACTED] m²、面積が合わせまして[REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

3 ページをご覧ください。

番号 34 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん外 2 名。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 3 筆、地目は全て田んぼ、面積が[REDACTED] m²、解約理由につきましては、賃借人の[REDACTED]ためでございます。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 35 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 9 筆、地目は全て田んぼ、面積が[REDACTED] m²、解約理由につきましては、後継者に経営移譲のため再契約するためでございます。

事務局

5 ページをご覧ください。

番号 36 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、地目は全て畑、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては、生前贈与するため。相続時精算課税の活用するということでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権・使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 2 年 1 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

番号 46 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 12 筆、地目は田んぼと畑、内、田んぼが 11 筆 [REDACTED] m²、畑が 1 筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、期間に

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

5

はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めておりますので、[REDACTED]委員におかれましては、発言権無しということでご了承願いたいと思います。

それでは事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第3条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和2年1月30日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 16 ページをご覧ください。

番号 51 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]
[]、[]さん。所在につきましては、[]
[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]
までの計 11 筆、地目は田んぼと畑と用悪水路、内、田んぼが 7 筆 []
㎡、畑が 2 筆 [] ㎡、非農地が 2 筆 [] ㎡、面積が合わせまして []
㎡、期間につきましては許可の日から 1 年間、使用貸借契約でございま
す。理由につきましては、農地を譲り受けて営農に励みたいということ
でございます。

事務局

こちらにつきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案4ページをご覧ください。
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和2年1月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料18ページをご覧ください。
番号130番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
、
の計4筆、地目は畑と牧場、面積が m²、利用
目的は採草畑、期間につきましては、2020年1月30日から2026年1月
29日までの6年間、単価が 円、賃貸価格が 円、新規の賃
貸借でございます。

事務局

19ページをご覧ください。
番号131番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
、
さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
、
の計4筆、内、田んぼが3筆 m²、

畑が1筆 [] m²、面積が合わせまして [] m²、利用目的は水田と普通畑、所有権移転の時期につきましては2020年1月30日、対価の支払期限が2020年6月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が [] 円、畑の単価が [] 円、売買価格は [] 円でございます。

事務局

20ページをご覧ください。

番号132番。利用権の設定等を受ける者、 []、 []さん。利用権の設定等をする者、 []、 []さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、 []、地目は田んぼ、面積が [] m²、利用目的は水田、所有権移転の時期につきましては2020年1月30日、対価の支払期限が2020年2月28日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [] 円、売買価格は [] 円でございます。

事務局

番号133番。利用権の設定等を受ける者、 []、 []さん。利用権の設定等をする者、 []、 []、 []さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []の計14筆、内、田んぼが8筆 [] m²、畑が5筆 [] m²、非農地が1筆 [] m²、面積が合わせまして [] m²、利用目的は水田と普通畑と用悪水路、期間につきましては、2020年1月30日から2023年1月29日までの3年間、田んぼの単価が [] 円、畑の単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、新規の賃貸借でございます。

事務局

番号134番。利用権の設定等を受ける者、 []、 []、 []さん。利用権の設定等をする者、 []、 []さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、 []、 []、 []の計4筆、利用目的は水田、面積が [] m²、期間につきましては、2020年1月30日から2023年1月29日までの3年間、単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、こちらにつきましては農地中間管理事業でございます。

事務局

番号135番。利用権の設定等を受ける者、 []、 []さん。利用権の設定等をする者、 []、 []、 []さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、 []、 []、 []の計4筆、利用目的は水田、面積が [] m²、期間につきましては、2020年1月30日から2023年1月29日までの3年間、単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、こちらにつきましても農地中間管理事業でございます。

事務局

番号136番。利用権の設定等を受ける者、 []、 []

■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■、■、■、■、■、■、■の計9筆、利用目的は水田、面積が■㎡、期間につきましては、2020年1月30日から2025年1月29日までの5年間、単価が■円、賃貸価格が■円、新規の賃貸借でございます。

事務局

番号137番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■、■、■、■、■、■、■、■までの計9筆、利用目的は転作田、面積が■㎡、期間につきましては、2020年1月30日から2026年1月29日までの6年間、単価が■円、賃貸価格が■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

番号138番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■、■、■、■、■、■、■、■までの計9筆、利用目的は採草畑、面積が■㎡、期間につきましては、2020年1月30日から2025年1月29日までの5年間、単価が■円、賃貸価格が■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

番号139番。利用権の設定等を受ける者、■、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■、■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■、■、■、■、■、■、■、■、■までの計9筆、利用目的は転作田、面積が■㎡、期間につきましては、2020年1月30日から2023年1月29日までの3年間、単価が■円、賃貸価格が■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めておりますので、■委員におかれましては、発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 1 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 28 ページをご覧ください。

番号 140 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の計 12 筆、内、田んぼが 8 筆 ■■■■ m²、畑が 4 筆 ■■■■ m²、面積が合わせまして ■■■■ m²、利用目的は水田と普通畑、期間につきましては、2020 年 1 月 30 日から 2024 年 11 月 25 日までの 5 年間、賃貸価格が ■■■■ 円、こちら農地保有合理化事業の賃貸借で、前所有者が ■■■■ さんでございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 8 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 6 ページをご覧ください。

議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

農地法第 4 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その転用申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ諮問する。令和 2 年 1 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 29 ページをご覧ください。

申請者につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、現況地目が田んぼ、面積が [REDACTED] m²の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、農業用倉庫の設置でございます。転用の期間につきましては許可日から永久、転用事由の詳細につきましては、経営を拡大し、現在の格納庫・資材置場及び作業場が手狭になったためでございます。

位置図につきましては、30 ページに掲載しております写真のとおりでございます。

こちらの申請地につきましては農用地区域内農地への転用であり、農家の隣接地であることから、申請地の転用がもっとも効果的であると判断いたします。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。

議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。
議案第 7 号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 2 年 1 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 31 ページをご覧ください。
番号 24 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、
現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては
原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、
所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。
場所につきましては、32 ページ、33 ページに記載してございます。
2020 年 1 月 10 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員と現地
に赴き、目視で確認していただきまして、農地以外であることを確認い
ただいております。

事務局

番号 25 番。所在につきましては [REDACTED]、公簿地目は田、
現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては
原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、
所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。
場所につきましては、34 ページ、35 ページに記載してございます。
2020 年 1 月 17 日に [REDACTED] 代理、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員と現地に赴き、目
視で確認していただきまして、農地以外であることを確認いただいております。
以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 7 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 10 議案第 8 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について】

議長

「日程第 10 議案第 8 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案の 8 ページをご覧ください。

議案第 8 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ決議する。

事務局

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第 31 条の議事参与制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

事務局

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

事務局

令和 2 年 1 月 30 日、せたな町農業委員会。以上、説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 8 号について質疑ございませんか。

議長

はい、 委員。

4 番

法的には拘束力のない決議をするということになりますが、どういう背景があって決議をするのか。また、過去にこういう決議をしたことがあったのか教えていただきたいです。

議長	事務局お願いします。
事務局長	今回協議いただいている内容におきましては、令和元年12月18日付けで一般社団法人 北海道農業会議の代表理事会長名で昨年の10月以降に連続して発生しておりました農業委員の不祥事を受けまして、昨年11月28日に会長と私で、全国農業委員会会長代表者集会に出席しましたが、その際にも同様の農業委員さんの綱紀保持に関する申し合わせ決議というのがなされております。 12月18日付けの文書におきまして、令和2年1月の総会で農業委員会におきましては同様の決議をしていただきたいということで通知が入りましたので、今回あげさせていただいたものでございます。 そして、過去にこういうような決議があったかどうかということにつきましては、記憶のなかではございません。
4 番	法的には拘束力がないですね。決議なので。 農業委員というのは公募を経て、町が選考委員会で委員を選任して、議会の選任同意を得て農業委員になっていますよね。
事務局長	はい。
4 番	そういうことからすると当然、法令遵守の義務というのはその時点で負っていると思います。なのであえてこういう決議をする必要があるのか。たしかにそういう要請があったということですが、その必要性があるのかどうか。 要は議会の議決を通して皆さん委員になっていますよね。当然公務員に準ずる資格だと思います。それで当然公費も支払われます。 これは全国的な流れで決議をするということなのでしょうか。
事務局長	はい、そうです。 その前段で11月28日に東京に行ってきましたなかで、まず全体で全国で決議して。
4 番	各町の農業委員会に対しての要請だと。
事務局長	北海道から。
議長	はい、■■■■委員さん。
10 番	■■■■委員さんが言っていることも分かりますが、要するにこういう内容を委員さんが理解しているのかと、理解していないなかで不祥事が出てきているよということの戒めのなかで、再度自覚をもってやらなければダメですよというような内容かなと捉えています。

- 10 番 あまり深く言ってしまうと。このくらいで押さえておけば良いのかな
 と思ったりもしています。
- 4 番 委員の活動が萎縮してしまうという原因も考えられるんですよね。そ
 ういうことを懸念しての話だと思います。
 農業委員としての資格、資質を深める為に研修をやるというところ。
 どういうことに特化した研修をするつもりなのか。そこも含めて。
 今までやっている研修以外にこのことに特化した研修をするという決
 議ですか。資質を高める分には良いと思います。
- 議長 法令遵守を徹底するための研修を実施することとなっているので。
- 4 番 年間の事業計画のなかにそういう位置づけをして特化した研修をやる
 ということになる、今までやっている研修だけではなくてそれに特化
 した研修もやると。そういうことも合わせて検討する必要があると。
- 議長 そういうふうに一応解釈はしております。
- 4 番 決議をするということは■■■■委員さんも発言されたとおりに異論はな
 いです。
- 議長 他にどなたかご意見ございませんか。
 (質疑無し)
- 議長 無ければ質疑無しと認め、原案の通り決定することにご異議ございま
 せんか。
 (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
 よって、本案は原案のとおり決定されました。

 以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第
 20 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
 大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 2 月 27 日

会議録署名委員

12番 松崎 豊

13番 弥左 輝彦

議長 原 田 喜博